

## 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

### 1.（預金契約の成立）

（1）当金庫は、お客様から自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）に係る申込を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

（2）この預金の預入は、1口1,000万円以上とします。

### 2.（預金の支払時期等）

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 3.（利息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

（4）当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第2条第2項の規定により解約する場合（以下「期限前解約利息」という。）には、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払いま

す。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×40%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×50%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×60%

② 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×20%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×30%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×40%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×50%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×60%

③ 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×20%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×30%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×40%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×50%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×60%

④ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%

エ. 1年半以上2年未満	約定利率×10%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×20%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×30%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×40%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×50%
ケ. 4年以上5年半未満	約定利率×60%

⑤ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ア. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
イ. 6か月以上1年未満	約定利率×10%
ウ. 1年以上1年半未満	約定利率×10%
エ. 1年半以上2年未満	約定利率×10%
オ. 2年以上2年半未満	約定利率×20%
カ. 2年半以上3年未満	約定利率×20%
キ. 3年以上3年半未満	約定利率×30%
ク. 3年半以上4年未満	約定利率×40%
ケ. 4年以上5年未満	約定利率×50%

上記①～⑤で算出された解約利息 $\leq$ 普通預金利率のときは、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変更その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この他、「定期預金共通規定」を参照してください。

以上

(R6.8.9 改定)